区営住宅入居者募集

募集案内の配布は5月17日(月)~31日(月)

募集住戸や申し込み資格等の詳しくは、募集案内をご覧く ださい。

【募集戸数】区営住宅…17戸

【申込資格】区内在住で住宅に困り、世帯の所得が基準内(下表)

(所得基準)

| 家族数 | 年間所得金額(円) | |
|-----|-------------|-------------|
| | 一般世帯 | 障害者等の世帯 |
| 単身者 | 0~1,896,000 | 0~2,568,000 |
| 2人 | 0~2,276,000 | 0~2,948,000 |
| 3人 | 0~2,656,000 | 0~3,328,000 |

※家族数が4人以上の場合は、1人に付き38万円を加算してく ださい。

【募集案内の配布】5月17日(月)~31日(月)に住宅課、区政情報セン ター(本庁舎1階)、区役所第1分庁舎1階受付、特別出張所、区立 中央・四谷・鶴巻図書館で配布します(施設の休館日を除く)。 5月17日(月)からは新宿区ホームページからも取り出せます。 【申込み】募集案内に折り込みの申込書を郵送で住宅課区立住 宅管理係へ。6月1日火までの消印があり、6月2日水までに到 着したものを受け付けます。

● 優遇抽選制度

平成23年5月以降の「高齢者単身者向」「障害者単身者向」、 平成27年5月以降の「シルバーピア単身者向」の募集で区営住 宅に申し込み、同一種別の住宅で3回以上落選した方のうち 希望する方には、1件の申し込みに付き抽選番号を2つ割り当 てます。

【問合せ】住宅課区立住宅管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4 -1、本庁舎7階)☎(5273)3787·**M**(3204)2386へ。

軽自動車税(種別割)の納税通知書をお送りします

【 …イベント ▮ …講座

納期限は5月31日(月)

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、区内を定置場として原動機付自 転車、小型特殊自動車、オートバイ、軽自動車を所有している方が納める税金 です。令和3年度の納税通知書を5月10日(月)に発送します。

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階)☎(5273)4139へ。

【納めることができる窓口】

- ▶金融機関
- ▶コンビニエンスストア(納付書裏面に記載)
- ▶特別出張所・区税務課の窓口

※ペイジー・クレジット・モバイルレジを利用して納 められますが、領収証は発行できません。領収証 や軽自動車の継続検査(車検)用の納税証明書 が必要な方は、窓口等で納めてください。

● 令和3年度グリーン化特例(軽課税)

軽自動車(三輪・四輪)のグリーン化特例(軽 課税)が、令和3年度も適用されます。令和3年 度は、令和2年4月1日~3年3月31日に新規取 得した排ガス性能・燃費性能の優れた環境負 荷の小さい新車が対象です(令和2年度の適 用車両を除く)。

5月は 自転車月間

知っていますか? 自転車の正しい乗り方

交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。 【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階)☎(5273)4265へ。

◆ 自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道に「自転車通行可」の標識があるとき、 13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・体の 不自由な方・車道や交通の状況からやむを得 ない場合は、歩行者に注意しながら歩道を通 行できます。

②車道は左側を通行

③歩道を诵行する場合は、歩行者優先。白転車 は車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

- ▶飲酒運転、二人乗りや並進の禁止
- ▶夜間はライトを点灯
- ▶交差点では信号を守り、「一時停止」の標識が ある場所では、一時停止と安全確認
- ▶傘さし運転、携帯電話を使用しながらの運 転の禁止
- ⑤子どもはヘルメットを着用

みんなでつくろう 地域のつながり 支え合い

あなたのまちの民生委員・児童委員



▲民生委員・児童委員イメージ キャラクター「ミンジー」

5月12日(水)は「民生委員・児童委員の日」です。 身近な福祉の相談役として活躍する民生委員・ 児童委員の活動を紹介します。現在は、感染症対 策を講じながら活動しています。お住まいの地 域の民生委員・児童委員が分からないときは、お 問い合わせください。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) \triangle (5273)4080·**M**(3209)9948 \wedge .

● 民生委員・児童委員とは

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大 臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。任 期は3年です(再任も可)。全ての民生委員は児 童福祉法に定める児童委員を兼ねていて、子ど もたちの健全育成を支援しています。給与は支 給されず、ボランティアとして活動し、個人の人 格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付け られています。

民生委員・児童委員は、福祉の仕事に理解と熱 意があり、地域の実情に詳しい方です。担当の区 域を持ち、地域の中でさまざまな役割を担って います。

区では4月1日現在、292名の民生委員・児童 委員が、地域で活動しています。

● 主任児童委員とは

子育てを社会全体で支える「健やかに子ども を産み育てる環境づくり」を進めるために、民生 委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名さ れます。担当の区域を持たず、民生委員・児童委 員と連携しながら、子どもや子育てに関する支 援を専門に担当しています。

地域でこんな役割を担っています 民生委員・児童委員、主任児童委員

福祉に関わる身近な相談相手となり、 福祉関係機関とのつなぎ役になる等の活動をしています

子どもの健全育成や安全を 守る活動に取り組んでいます

民生委員・児童委員と主任児童委員が連 携し、子育て支援や児童虐待の防止、犯罪 被害から子どもを守る活動などに取り組 んでいます。

福祉関係機関や 団体につなぎます

福祉サービスなどの情報提供や、必要に応じ て地域の専門機関へ橋渡しをしています。 【地域の専門機関】福祉事務所、保健セン ター、高齢者総合相談センター、子ども家庭 支援センター、学校、社会福祉協議会ほか

地域福祉の推進に 協力します

社会的孤立から生じる孤立死の防 止や消費者被害の防止、災害に備えた 日々の見守りや災害時の安否確認な ど、地域の関係機関と一緒に地域ぐる みで取り組んでいます。



地域をいつも 見守っています

一人暮らしの高齢者や障害の ある方の安否確認、子育て世帯 への訪問など、地域の現状を把 握し、見守り活動をしています。

生活上のさまざまな 相談に応じます

一人暮らしの不安や介護の悩み、子育 ての不安や悩み、不登校やいじめ、失業